

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 11    | 介護被保険者管理業務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、介護被保険者管理業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 介護被保険者管理業務  |
| ②事務の概要                   | 介護被保険者に関する管理業務。<br>特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。<br>①介護被保険者の資格管理<br>②介護被保険者の受給者(要介護認定者)管理<br>③介護被保険者の給付管理<br>④介護被保険者の賦課・収納管理<br>⑤情報提供ネットワークシステムへの介護被保険者情報の提供                   |
| ③システムの名称                 | 介護保険被保システム、統合宛名システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 介護被保険者情報ファイル             |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一 68項<br>平成26年内閣府・総務省令第5号第50条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表第二<br>【情報提供】2,3,6,8,11,26,33,39,42,56の2,61,62,80,87,93,94,108項<br>【情報照会】93,94項<br>平成26年内閣府・総務省令第7号<br>【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条<br>【情報照会】46,47条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 保健課   |
| ②所属長の役職名                 | 保健課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 吉備中央町 保健課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年5月30日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年5月30日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                     |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                    |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)         |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |   |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

